

## 助成募集要項 (領域Ⅰ～Ⅲ)

① 助成の趣旨(目的)	障がい者の自立及び社会参加に関する各種の活動に対し助成を行い、もって障がい者が健康的で明るい社会生活を営める環境づくりに貢献することを目的とします																												
② 助成対象	以下をいずれをも満たすもの <input type="checkbox"/> 日本国内において創業時から3年以上の継続した活動実績がある団体 <input type="checkbox"/> 非営利法人(社会福祉法人、特定非営利活動法人等)																												
③ 対象領域	領域Ⅰ 障がい者の自立及び社会参加に関する各種の活動 領域Ⅱ 障がい福祉サービス事業所等の設備整備及び環境改善 領域Ⅲ 障がい者の文化・芸術・スポーツの振興のための諸活動																												
助成内容	④ 助成対象金額と対象経費																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%;">領域Ⅰ</th> <th style="width: 30%;">領域Ⅱ</th> <th style="width: 30%;">領域Ⅲ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成金額(注1)</td> <td>10万円～300万円 (上限は、原則総事業費の5割まで)</td> <td>10万円～400万円 (上限は原則、総事業費の8割まで)</td> <td>10万円～200万円 (上限は、原則総事業費の8割まで)</td> </tr> <tr> <td>対象経費(注2)</td> <td>障がい者の自立及び社会参加に結びつく新規事業や既存事業の拡充・サービス向上に必要な費用のうち物品費及び委託人件費(注3)</td> <td>福祉事業活動に直接必要なもので、環境整備のための設備・機器等の購入または改修等の工事費用、福祉関係ソフト費用など</td> <td>障がい者の文化・芸術・スポーツの振興のための創造活動及び体験機会の拡充にかかる費用(注4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 選考の結果、申請額は減額になることがあります          (注2) 以下は助成対象外です。          ・自動車(福祉車両も含む)購入費は対象外          ・本助成と直接関わりのない委託人件費や物品費、事務所の賃借料・水道光熱費など日常の維持管理費、助成申込書に記載した費用以外の費用、などは対象外          (注3) 障がい者の自立及び社会参加に関する活動に係る「借用等会場費」、「機材・什器・備品等購入費、改修等工事費」、「障がい者支援冊子等印刷費」、「講演会講師謝礼等諸謝金」「外部専門家等委託人件費」「交通費・IT関連費等その他費」          ※「諸謝金」「委託人件費」は助成金額の50%を上限とします。          (注4) 領域Ⅲの費用例          ・障がい者等が参加または主体的に実施する公演・展示・アートプロジェクトにかかる費用          ・障がい者等を対象とした良質な芸術等の鑑賞にかかる費用</p>		領域Ⅰ	領域Ⅱ	領域Ⅲ	助成金額(注1)	10万円～300万円 (上限は、原則総事業費の5割まで)	10万円～400万円 (上限は原則、総事業費の8割まで)	10万円～200万円 (上限は、原則総事業費の8割まで)	対象経費(注2)	障がい者の自立及び社会参加に結びつく新規事業や既存事業の拡充・サービス向上に必要な費用のうち物品費及び委託人件費(注3)	福祉事業活動に直接必要なもので、環境整備のための設備・機器等の購入または改修等の工事費用、福祉関係ソフト費用など	障がい者の文化・芸術・スポーツの振興のための創造活動及び体験機会の拡充にかかる費用(注4)																
	領域Ⅰ	領域Ⅱ	領域Ⅲ																										
助成金額(注1)	10万円～300万円 (上限は、原則総事業費の5割まで)	10万円～400万円 (上限は原則、総事業費の8割まで)	10万円～200万円 (上限は、原則総事業費の8割まで)																										
対象経費(注2)	障がい者の自立及び社会参加に結びつく新規事業や既存事業の拡充・サービス向上に必要な費用のうち物品費及び委託人件費(注3)	福祉事業活動に直接必要なもので、環境整備のための設備・機器等の購入または改修等の工事費用、福祉関係ソフト費用など	障がい者の文化・芸術・スポーツの振興のための創造活動及び体験機会の拡充にかかる費用(注4)																										
⑤ 助成対象期間	2023年4月1日～2024年2月末 (原則2024年2月末までに事業を完了してください)																												
申請	⑥ 申請期間																												
	⑦ 申請方法																												
	⑧ 添付資料Ⅰ(事業関連)																												
	⑨ 添付資料Ⅱ(組織概要)																												
⑥ 申請期間	2022年10月17日(月)～2022年12月23日(金)(当日消印有効)																												
⑦ 申請方法	申請期間中に、「助成金の申請」画面の指示に従い、①申請項目を入力し、②入力確定画面をプリントして、③以下の添付資料Ⅰ、Ⅱ添付資料を添えて、④郵送してください。																												
⑧ 添付資料Ⅰ(事業関連)	【助成事業にかかる経費の根拠書類】 イ. 物品等購入の場合: 見積書、カタログ、パンフレット、現物品の写真(物品等の更新を希望する場合) ロ. 工事を伴う場合: 工事見積書、工事図面、工事スケジュール、設備機器カタログ他、現況説明写真(改修等を必要とする場合)																												
⑨ 添付資料Ⅱ(組織概要)	【組織概要】 イ. 定款、会則、規約等 ロ. 現在事項証明書(法人のみ、3ヶ月以内の原本) 写しでも構いませんが、法人が原本に相違ないことを必ず証明してください ハ. 役員(会員)名簿 ニ. 申込者の概要がわかる資料(パンフレット、ホームページ印刷資料等) ホ. 今期の事業計画書及び予算書 ヘ. 直近期の決算書(注) 貸借対照表、収支計算書(事業活動、資金)、損益計算書、財産目録は必須 注)「法人全体」と「申込施設単位」の両方を提出してください ト. 申請事業について他の機関から得ている助成金等の明細																												
助成の決定	⑩ 要件(選考基準)																												
	⑪ 助成の決定の通知																												
交付・その他	⑫ 助成の交付方法																												
	⑬ 決定の取り消し																												
	⑭ 完了報告書の作成																												
	⑮ その他																												
	⑩ 要件(選考基準)	<p>当財団の審査委員が選考基準に基づいて審査し、理事会において決定します</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">選考基準</th> <th style="width: 10%;">領域Ⅰ</th> <th style="width: 10%;">領域Ⅱ</th> <th style="width: 10%;">領域Ⅲ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 障害者の自立及び社会参加を促進する活動である</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 団体の基盤強化に大きく貢献するものである</td> <td></td> <td style="text-align: center;">●</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 障害者の文化・芸術・スポーツ活動を振興するものである</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 障害者の心身の健康増進に寄与するものである</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 課題が明確かつ社会的要請の高いもので、課題解決に大きく貢献する活動である</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 活動目的に合った、具体性のある計画である</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> </tbody> </table>	選考基準	領域Ⅰ	領域Ⅱ	領域Ⅲ	<input type="checkbox"/> 障害者の自立及び社会参加を促進する活動である	●			<input type="checkbox"/> 団体の基盤強化に大きく貢献するものである		●		<input type="checkbox"/> 障害者の文化・芸術・スポーツ活動を振興するものである			●	<input type="checkbox"/> 障害者の心身の健康増進に寄与するものである	●	●	●	<input type="checkbox"/> 課題が明確かつ社会的要請の高いもので、課題解決に大きく貢献する活動である	●	●	●	<input type="checkbox"/> 活動目的に合った、具体性のある計画である	●	●
選考基準	領域Ⅰ	領域Ⅱ	領域Ⅲ																										
<input type="checkbox"/> 障害者の自立及び社会参加を促進する活動である	●																												
<input type="checkbox"/> 団体の基盤強化に大きく貢献するものである		●																											
<input type="checkbox"/> 障害者の文化・芸術・スポーツ活動を振興するものである			●																										
<input type="checkbox"/> 障害者の心身の健康増進に寄与するものである	●	●	●																										
<input type="checkbox"/> 課題が明確かつ社会的要請の高いもので、課題解決に大きく貢献する活動である	●	●	●																										
<input type="checkbox"/> 活動目的に合った、具体性のある計画である	●	●	●																										
⑪ 助成の決定の通知	採否の結果は2023年3月末に申込者宛て通知します 尚、採否の理由についてのお問合せには応じかねますのでご了承下さい																												
⑫ 助成の交付方法	事業期間内に、振込み(交付時期については、ご相談させていただきます)																												
⑬ 決定の取り消し	次の場合には、助成金の返還を求める場合があります ・申請内容に虚偽があると判明した場合 ・申請した活動を取りやめた場合 ・助成の対象について、重複して資金助成を受けた場合																												
⑭ 完了報告書の作成	事業終了後、速やかに以下の完了報告書をご提出ください (完了報告書の提出期限は、事業完了後1ヶ月です) ー提出書類ー 完了報告書、収支報告書 助成活動の実施状況を示す写真、資料など 領収書、受領書のコピー																												
⑮ その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・反社会的勢力、及び反社会的勢力に関係すると認められる団体からの申請は受付られません</li> <li>・選考結果や選考内容に関するお問合せには、応ずることができません</li> <li>・団体情報の公表              助成対象となった場合、団体名、代表者氏名、所在地、活動内容、助成金額を公表させていただきます              ご了承の上、申請して下さい</li> </ul>																												